

教育委員会告示第6号

筑西市学校給食費等助成金交付要項を次のように定める。

令和6年7月9日

筑西市教育委員会

筑西市学校給食費等助成金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、児童生徒の保護者であって、本市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有するものが負担すべき学校給食費等の経済的負担の軽減を図るため、市予算の範囲内において筑西市学校給食費等助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。
- (2) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者又は保護者に準じる者として筑西市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認める者であって、市内に住所を有するものをいう。
- (3) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (4) 学校給食費等 学校給食費及び学校給食に相当する食事の提供に要する費用であって、教育長が認めるものをいう。
- (5) 市立学校等 筑西市立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに茨城県立下館第一高等学校附属中学校をいう。
- (6) 市立学校等以外の学校等 市立学校等以外の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）等であって、教育長が認めるものをいう。

(助成対象者)

第3条 この要項により助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条

の規定による教育扶助を受けている世帯の児童生徒の保護者は、助成金の交付の対象としない。

(1) 市立学校等に通学する児童生徒であって、次のいずれにも該当するものの保護者

ア 食物アレルギーであることを理由として、教育長が必要と認める面談を受けていること。

イ アの面談の結果として、一切の学校給食の提供を受けていないこと。

ウ イの代替措置として、弁当を全て自宅から持参していること。

(2) 市立学校等以外の学校等に通学する児童生徒の保護者であって、学校給食費等を負担するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか教育長が特に必要と認める者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

ただし、筑西市立学校等給食費取扱規則（平成19年教育委員会規則第2号。以下「給食費取扱規則」という。）別表第1第1項に定める給食費の額を上限とする。

(1) 前条第1号に該当する者 給食費取扱規則第3条第2項に規定する給食1食当たりの単価に弁当を持参した回数に乗じて得た額

(2) 前条第2号に該当する者 市立学校等以外の学校等が定める学校給食費等の額

(3) 前条第3号に該当する者 教育長が必要と認める額

2 前項の規定にかかわらず、保護者が負担すべき学校給食費等について、学校教育法第19条の規定に基づき支給される就学援助費、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条の規定及び同法の趣旨に基づき支給される特別支援教育就学奨励費その他のこの要項による助成金以外の補助金、助成金等の交付を受けているときは、前項の額から当該交付を受けている補助金、助成金等の額を控除した額を助成金の額とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、教育長が別に定める日までに、学校給食費等助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができるものとする。

(1) 在学証明書又は学生証の写し

(2) 前号に掲げるもののほか教育長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 教育長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、学校給食費等助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(額の確定)

第7条 教育長は、前条の交付決定を申請者に通知したときは、速やかに当該者の弁当持参の状況、学校給食費等支払状況等について調査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定のうえ、学校給食費等助成金交付額確定通知書(様式第3号)により、前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 交付対象者は、前条の通知を受けたときは、学校給食費等助成金請求書(様式第4号)により、速やかに教育長に助成金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 教育長は、交付対象者又は助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) この要項又はこの要項に基づく教育長の指示に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか助成金の交付を不相当と認める事実があったとき。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月分以後の学校給食費等について適用する。

様式第1号（第5条関係）

学校給食費等助成金交付申請書			
筑西市教育委員会教育長 様		年 月 日	
		(申請者) 保護者氏名	印
		住 所	
		電 話 番 号	
<p>助成金の交付を受けたいので、筑西市学校給食費等助成金交付要項第5条の規定により、次のとおり申請します。また、当該助成金の交付の審査のため、市が私及び児童生徒の住民基本台帳、就学援助費等の補助金、助成金等の交付状況等、弁当持参の状況、学校給食費等の支払状況等について調査することに同意します。</p>			
ふりがな		生年月日	
児童生徒の氏名		年 月 日	
在籍学校等名	立	学校・学園	第 学年
食物アレルギーによる弁当持参の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
就学援助費その他の補助金、助成金等の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 () ※ 学校給食費等に係るものに限る。	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 不明
交付申請額	円		
交付対象期間	年 月分 ～ 年 月分		
添付書類	(1) 在学証明書又は学生証の写し (2) その他 ()		
備 考			

第 号
年 月 日

学校給食費等助成金交付決定通知書

（申請者）

様

筑西市教育委員会教育長 印

年 月 日付けで申請のあった助成金について交付することと決定したので、筑西市学校給食費等助成金交付要項第6条の規定により、次のとおり通知します。

交付決定額	円
交付決定の期間	年 月分 ～ 年 月分
附帯条件	
備 考	

第 号
年 月 日

学校給食費等助成金交付額確定通知書

（交付対象者）

様

筑西市教育委員会教育長 印

年 月 日付けで状況報告のあった助成金について交付額を確定したので、筑西市
学校給食費等助成金交付要項第7条の規定により、次のとおり通知します。

交付決定額	円
給食費等支払済額	円
助成金等受給額	円
交付確定額	円
交付対象期間	年 月分 ～ 年 月分
備 考	

様式第4号（第8条関係）

学校給食費等助成金交付請求書				
筑西市教育委員会教育長 様			年 月 日	
(交付対象者) 保護者氏名			印	
住 所				
電 話 番 号				
筑西市学校給食費等助成金交付要項第8条の規定により、次のとおり助成金の交付を請求します。				
交付確定額	円			
交付請求額	円			
振 込 先	金融機関名		支店等名	
	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座		
	口座番号			
	フリガナ			
	口座名義			
備 考				